

指定難病特定医療受給者証の変更申請時に必要な添付書類

R8.4 作成

変更内容	申請書	
氏名	特定医療受給者証等記載事項変更届	住民票、運転免許証のコピー、マイナンバーカード(表)のコピー等のうちいずれか一通 (その他、新しい氏名がわかる公的機関が交付した証明書)
住所	特定医療受給者証等記載事項変更届	住民票、運転免許証のコピー、マイナンバーカード(表)のコピー等のうちいずれか一通 (その他、新しい住所がわかる公的機関が交付した証明書)
電話番号 送付先	特定医療受給者証等記載事項変更届	不要(この届出の場合、受給者証は新たに交付しません。)
医療保険	特定医療費支給認定申請書(変更)  (自己負担上限額の変更を伴わない場合) 特定医療受給者証等記載事項変更届	(別紙「保険変更申請時の添付書類」を参照) ※自己負担上限額の変更を伴わない場合、個人番号確認書類(※マイナンバーを利用した情報連携を希望しない/できない場合は医療保険の加入状況がわかる書類のコピー)を添付してください。自己負担上限額の変更を伴わない場合、原則として受給者証は新たに交付しません。
支給認定世帯員 ※患者と同じ医療保険に加入している者	特定医療費支給認定申請書(変更)	個人番号確認書類 ※マイナンバーを利用した情報連携による手続きを希望しない/できない場合、新規申請に準じ、世帯全員分の住民票・医療保険の加入状況を確認出来る書類のコピー・(非)課税証明書
自己負担上限額 (市町村民税所得割の変更等による)	特定医療費支給認定申請書(変更)	(別紙「保険変更申請時の添付書類」を参照)
疾病の追加	特定医療費支給認定申請書(変更)	追加を希望する指定難病の臨床調査個人票(指定医が記載する必要があります。)
高額かつ長期 ※現在の階層区分が一般I以上(自己負担上限額が10,000円以上)の方が対象	特定医療費支給認定申請書(変更)	支給認定後、申請日以前の12ヶ月以内で、指定難病にかかる医療費総額(10割分)が50,001円以上の月6ヶ月分の医療費を証明する書類 ・自己負担上限額管理票のコピー ・(管理票が提出できない場合)医療費申告書+領収書のコピー
人工呼吸器等装着者	特定医療費支給認定申請書(変更)	認定を受けている指定難病の臨床調査個人票で「 <b>■人工呼吸器に関する事項(使用者のみ記入)欄</b> 」が記載されているもの。 ※指定医が記載する必要があります。 ※離脱の見込みが「なし」、施行状況が「一日中施行」である必要があります。

【留意点】

- ・一度の変更申請で複数の変更が生じた場合は、内容に応じて取扱いが異なる場合があります。事前に保健所へお問い合わせください。
- ・住民票、(非)課税証明書、臨床調査個人票については、保健所で申請する時点で3ヶ月以内に取得または作成されたものが有効です。
- ・(非)課税証明書については、最新年度分が必要です。ただし、5月~7月にかけては申請する時点によって必要な年度分が異なります。事前に保健所へお問い合わせください。
- ・その他の変更事項やご不明な点については、保健所へお問い合わせください。

別紙 保険変更申請時の添付書類

変更後の保険等		個人番号確認書類	住民票（※2）	課税証明書等（※2）	医療保険の加入状況を確認出来る書類の写し（※2）（※3）
被用者保険 （※1）	被保険者が 課税	【患者が被保険者】 → 患者分	不要	被保険者分	【患者が被保険者】 → 患者分  【患者が被扶養者】 → 被保険者と患者分 ※患者の医療保険の加入状況を確認出来る書類の写し して被保険者氏名が確認できれば、被保険者分を省略可能
	被保険者が 非課税	【患者が被扶養者】 → 被保険者と患者分		【患者が被保険者】・・・「患者分」＋「患者又は保護者のその他の収入を確認する書類（該当者のみ）」  【患者が被扶養者】・・・「被保険者と患者分」＋「患者又は保護者のその他の収入を確認する書類（該当者のみ）」	
国保		患者と同じ医療保険上の世帯全員分	世帯全員分	患者と同じ医療保険上の世帯全員分 ※市町村民税が非課税の場合、患者又は保護者のその他の収入を確認する書類	患者と同じ医療保険上の世帯全員分
後期高齢		患者と同じ医療保険上の世帯全員分	世帯全員分	患者と同じ医療保険上の世帯全員分 ※市町村民税が非課税の場合、患者又は保護者のその他の収入を確認する書類	患者と同じ医療保険上の世帯全員分
国保組合		患者と同じ医療保険上の世帯全員分	世帯全員分	患者と同じ医療保険上の世帯全員分 ※市町村民税が非課税の場合、患者又は保護者のその他の収入を確認する書類	患者と同じ医療保険上の世帯全員分
生活保護		原則不要  ※医療保険に加入している場合、該当する上記いずれかの保険の欄をご確認ください。	不要	生活保護受給証明書（福祉事務所等で作成） ※情報連携による省略は不可  ※医療保険に加入している場合は、被保険者分の（非）課税証明書が必要	原則不要  ※医療保険に加入している場合は必要

※1 生活保護から被用者保険に変更される方は、生活保護の受給終了日が分かる書類（福祉事務所等で作成）も添付して下さい。

※2 情報連携による手続きを希望しない／できない場合に追加で提出して下さい。

※3 いずれかのコピー。「資格確認書」「資格情報のお知らせ」「マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」」

【留意点】

- ・一度の変更申請で複数の変更が生じた場合は、内容に応じて取扱いが異なる場合があります。事前に保健所へお問い合わせください。
- ・住民票、（非）課税証明書、臨床調査個人票については、保健所で申請する時点で3ヶ月以内に作成されたものが有効です。
- ・（非）課税証明書については、最新年度分が必要です。ただし、5月～7月にかけては申請する時点によって必要な年度分が異なります。事前に保健所へお問い合わせください。
- ・その他の変更事項やご不明な点については、保健所へお問い合わせください。